

職種情報	
職種番号・職種名	1. 生活保護ケースワーカー
採用予定者数	若干名
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	社会福祉主事任用資格を有すること。 ※社会福祉主事の任用資格を有するには、社会福祉法第 19 条各号のいずれかに該当することを要します。 (例) 大学(短期大学含む)において社会福祉に関する科目を 3 科目以上修めて卒業すること。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和 7 年（2025 年）9 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日まで
職務内容	生活保護に関するケースワーク業務
勤務形態	週 5 日勤務（平日：午前 9 時から午後 5 時 30 分）
勤務場所	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課
給 与	■ 月額：<u>237,096</u> 円（地域手当を含む） ■ 期末・勤勉手当（4.6 月分）：<u>109 万円程度</u>（初年度は在職期間に応じて支給） ※6 月期、1 2 月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 - このほか、各種手当（扶養・住居・時間外勤務・退職手当等）を市が定める基準により支給します。 - 交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	大阪府市町村職員共済組合に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：年度につき 20 日付与（初年度は 12 日） ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	- 身分は一般職の地方公務員となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 - 兼業制限 許可なく他の仕事に従事することは、原則として認められません。（地方公務員法第 38 条「営利企業従事制限」） - 任用後 6 か月（勤務日数が 90 日に満たない場合は 90 日経過するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 TEL 072（841）1453 FAX 072（841）4123

職種情報	
職種番号・職種名	2. 保育士
採用予定者数	12 人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	保育士資格（地域限定保育士（大阪府）資格を含む）を有すること。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025年）9月1日から令和10年（2028年）3月31日まで ※試験合格者は、採用候補者名簿に登載します。原則として、令和7年9月1日以降、採用候補者名簿登載順に採用します。
職務内容	公立保育所等、地域子育て支援拠点および児童発達支援センター勤務保育士の職務
勤務形態	■ 保育所・小規模保育事業実施施設等 8週 15 休 勤務日：日・祝・年末年始、及び土曜日に相当する指定休日を除く、月曜日から土曜日まで。 勤務時間：8時45分から17時15分までを基本とし、7時から19時までの間のシフト勤務。 シフト勤務 ・8時00分から16時30分 ・10時30分から19時00分 ・その他のシフト（予定） *その他所属長が指定する時間（行事等）の勤務あり。 *シフトのローテーションあり。 ■ 地域子育て支援拠点 勤務日：土・日・祝・年末年始を除く、月曜日から金曜日まで 勤務時間：8時45分から17時15分まで、または9時00分から17時30分までを基本とします。 その他所属長が指定する時間（行事等）の勤務あり。 ■ 児童発達支援センター 勤務日：土・日・祝・年末年始を除く、月曜日から金曜日まで 勤務時間：8時45分から17時15分までを基本としますが、シフトにより8時00分から16時30分までの勤務があります。また、その他所属長が指定する時間（行事等）の勤務あり。 ※いずれの職も勤務地は配置換えがあります。
勤務場所	公立保育所等、地域子育て支援拠点および市立ひらかた子ども発達支援センター
給 与	■ 月額： <u>237,096 円</u>（地域手当を含む） ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）： <u>109万円程度</u>（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・このほか、各種手当（扶養・住居・時間外勤務・退職手当等）を市が定める基準により支給します。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	大阪府市町村職員共済組合に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：年度につき20日付与（初年度は12日） ②特別休暇：住居減失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分は一般職の地方公務員となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・兼業制限 許可なく他の仕事に従事することは、原則として認められません。 （地方公務員法第38条「営利企業従事制限」） ・任用後6か月（勤務日数が90日に満たない場合は90日経過するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	子ども未来部 公立保育幼稚園課 TEL 072（841）1473 FAX 072（841）4319

職種情報												
職種番号・職種名	3. 幼稚園講師											
採用予定者数	2人程度											
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	幼稚園教諭免許を有すること。											
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）												
任用期間	令和7年（2025年）9月1日から令和8年（2026年）3月31日まで ※試験合格者は、採用候補者名簿に登載します。原則として、令和7年9月1日以降、採用候補者名簿登載順に採用します。											
職務内容	市立幼稚園で、学級担任や担任外の教員として勤務する。（※園の状況に応じて配慮が必要な園児の教育など支援教育を担当する教員として勤務いただく場合もあります）											
勤務形態	平日の午前8時30分から午後5時00分（休憩時間45分を含む）となっており、土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休みとなります。											
勤務場所	市立幼稚園（6園）のうちいずれか　＊配置換えがあります。											
給　与	■ 給与 <table><tr><th rowspan="2">最終学歴</th><th colspan="2">給料月額(教職調整額、地域手当を含む)</th></tr><tr><th>初任給</th><th>上限額</th></tr><tr><td>大学卒</td><td>288,715 円</td><td rowspan="2">298,296 円</td></tr><tr><td>短大等卒</td><td>264,473 円</td></tr></table> ※入職前の経歴に応じて市が定めるところにより加算。 ■ 期末・勤勉手当のほか、扶養手当・住居手当・時間外勤務手当・退職手当・義務教育等教員特別手当等を市が定める基準により支給します。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。		最終学歴	給料月額(教職調整額、地域手当を含む)		初任給	上限額	大学卒	288,715 円	298,296 円	短大等卒	264,473 円
最終学歴	給料月額(教職調整額、地域手当を含む)											
	初任給	上限額										
大学卒	288,715 円	298,296 円										
短大等卒	264,473 円											
社会保険	公立学校共済組合に加入します。											
休　暇	①年次有給休暇：12日付与 ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇　等											
その他	・身分は一般職の地方公務員となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・兼業制限　許可なく他の仕事に従事することは、原則として認められません。（地方公務員法第38条「営利企業従事制限」）											
所管課・問い合わせ先	子ども未来部　公立保育幼稚園課 TEL　072（841）1473　FAX　072（841）4319											

職種情報	
職種番号・職種名	4. 配偶者暴力等相談員
採用予定者数	1 人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	男女共同参画社会の形成についての理解がある人で、公認心理師又は臨床心理士の資格を有し、相談業務の実務経験が2年以上ある人。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025 年）9月1日から令和8年（2026 年）3月31 日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	①配偶者等の暴力被害に悩む方からの相談に応じるとともに、関係機関との連携、DV 被害者の自立支援、法的手続き支援などを行うこと（同行支援等ケースワーク業務を含む）。 ②男女共生フロア・ウィルの窓口及び女性のための面接相談等において、暴力被害等により心理的ケアが必要な方（困難女性）からの相談があった際の相談対応、関係機関との連携（同行支援等ケースワーク業務を含む）。 ③DV 被害者支援に係る市民向け講座及び関係機関向け研修の企画、運営。 ④困難女性支援法に係る関係機関との協議に係る事務。 ⑤その他、人権政策課相談業務に関する対応支援。
勤務形態	勤務時間は、午前9時から午後5時30分まで。 勤務日は、1 週につき4日（所属長が指定）。 ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 ※休憩時間は 45 分。 ※所定時間以外の労働を命することがあります。
勤務場所	枚方市役所等
給 与	■ 月額：報酬月額 <u>255,210 円</u>(上限) ※類似する職歴8年または 43 歳以上の場合等の額（入職前の経歴に応じて、239,760 円から上限額の範囲で、市が定めるところにより加算） ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）：<u>117 万円程度</u>（上限）（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、1 2月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：1 0日付与(初年度) ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。なお、他で勤務している場合、<u>今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後 1 か月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	市長公室 人権政策課 TEL 072 (841) 1424 FAX 072 (841) 1700

職種情報	
職種番号・職種名	5. 生活相談員
採用予定者数	1 人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	福祉事務所において生活保護事務、社会福祉行政もしくは社会福祉施設・医療機関における相談業務の経験が3年以上（社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有する場合は1年以上）ある人。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025 年）9月1日から令和8年（2026 年）3月31 日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	①生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと。 ②要保護者に対して、生活保護の申請を促すなど適切な対応を行うこと。 ③その他、課の所管業務に関すること。
勤務形態	勤務時間は、午前9時から午後5時30分まで。 勤務日は、1 週につき4日（所属長が指定）の週31 時間勤務。 ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 ※休憩時間は 45 分。 ※所定時間以外の労働を命することがあります。
勤務場所	生活福祉課 （枚方市役所別館 1 階）
給 与	■ 報酬月額： <u>204,240</u> 円（上限） ※類似する職歴 5 年または 34 歳以上の場合等の額（入職前の経歴に応じて、184,170 円から上限額の範囲で、市が定めるところにより加算。） ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）： <u>93万円程度</u> （上限）（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：10日付与（初年度） ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。なお、他で勤務している場合、<u>今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後 1 か月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	健康福祉部 福祉事務所 生活福祉課 TEL 072（841）1453 FAX 072（841）4123

職種情報	
職種番号・職種名	6. こころの相談専門員
採用予定者数	1 人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	次の①から②の全ての要件を満たす人。 ①精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士、保健師のいずれかの資格を有すること。 ②医療機関または行政機関等で相談業務の実務経験を有すること。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025 年）9月1日から令和8年（2026 年）3月31 日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	① 精神保健福祉に関する相談業務。 ② 当事者及び家族教室等への従事。 ③ 上記業務を中心としたデータ入力及び事務処理。
勤務形態	1 週につき5日勤務の週3 1 時間勤務。日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 勤務時間は、午前9時から午後5時 30 分の範囲で、6.25 時間勤務を週4日、6 時間勤務を週1 日（所属長が指定）。 ※休憩時間は 45 分。 ※所定時間以外の労働を命ずることがあります。
勤務場所	枚方市保健所（枚方市禁野本町 2-13-13）
給 与	■ 報酬月額 <u>214,360</u> 円（上限） ※類似する職歴 4 年または 30 歳以上の場合等の額（入職前の経歴に応じて、204,240 円から上限額の範囲で、市が定めるところにより加算。） ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）： <u>98万円程度</u> （上限）（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、1 2月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：1 0日付与(初年度) ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。なお、他で勤務している場合、<u>今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後 1 か月（勤務日数が 15 日に満たない場合は 15 日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	健康福祉部 保健所 保健医療課 TEL 072（807）7623 FAX 072（845）0685

職種情報	
職種番号・職種名	7. 保育所等非常勤保育士（週 31 時間）
採用予定者数	10 人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	保育士資格（地域限定保育士（大阪府）資格を含む）を有すること。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025 年）9月1日から令和8年（2026 年）3月31日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	保育所等における保育業務全般。
勤務形態	週6日のうち週31時間勤務。 午前7時から午後7時までの間で朝夕の時間帯（7時～10 時半、15 時半～19 時）を中心に勤務（シフト制）。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 【基本シフト】 ①朝・夕のどちらか1回勤務（5～6時間程度） ②朝夕2回勤務（それぞれ2～4時間程度） ③その他所属長が指定する時間 上記①から③の組み合わせ等によるシフト勤務。シフトは園の運営体制の状況により面談等で相談の上決定します。 【例】休休日等補充、会議補充（木曜日）、土曜日保育、夏季期間中、行事等 ※1 日の勤務時間数により週の勤務日数が変わります。 ※シフトのローテーションあり。 ※休憩時間は、労働時間が6 時間を超える場合においては45 分。 ※所定時間以外の労働を命ずることがあります。
勤務場所	市立保育所（7 園）、病児保育室、小規模保育事業実施施設（5 園）、臨時保育室（2 園）のいずれか ※配置換えあり。
給 与	■ 報酬月額：<u>196,870 円</u>（上限）※類似する職歴3年または27 歳以上の場合等の額（入職前の経歴に応じて、184,170 円から上限額の範囲で、市が定めるところにより加算。） ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）：<u>90 万円程度</u>（上限）（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：10日付与（初年度） ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。なお、他で勤務している場合、<u>今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後1 か月（勤務日数が15 日に満たない場合は15 日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	子ども未来部 公立保育幼稚園課 TEL 072（841）1473 FAX 072（841）4319

職種情報	
職種番号・職種名	8. 保育所等非常勤保育士（週 15 時間程度）
採用予定者数	若干名
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	次の①または②のいずれかの要件を満たす人。 ①保育士資格（地域限定保育士（大阪府）資格を含む）を有すること。 ②認可保育所での保育経験を有すること。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025年）9月1日から令和8年（2026年）3月31日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	保育所等における保育業務等を行うこと。
勤務形態	週6日のうち週15時間程度勤務。 午前7時から午後7時までの間で朝夕の時間帯（7時～10時半、15時半～19時）を中心に勤務（シフト制）。ただし、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 【基本シフト】 ①朝・夕のどちらか1回勤務（2～6時間程度） ②朝夕2回勤務（それぞれ1～2時間程度） ③その他所属長が指定する時間 上記①から③の組み合わせによるシフト勤務。シフトは園の運営体制の状況により、面談等で相談の上決定します。 【例】週休日等補充、会議補充（木曜日）、土曜日保育、夏季期間中、行事等 ※1日の勤務時間数により週の勤務日数が変わります。 ※シフトのローテーションあり。 ※休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合には45分。 ※所定時間以外の労働を命することがあります。
勤務場所	市立保育所（7園）、病児保育室、小規模保育事業実施施設（5園）、臨時保育室（2園）のいずれか ※配置換えあり。
給 与	・有資格：時間額 <u>1,479</u> 円(上限) ※類似する職歴2年または24歳以上の場合等の額 ・無資格：時間額 <u>1,371</u> 円(上限) ※類似する職歴4年または30歳以上の場合等の額 （報酬額は、入職前の経歴に応じ、市が定めるところにより加算。 下限の額：有資格：時間額 1,415 円、無資格：時間額 1,252 円） ・上記のほか、期末・勤勉手当を6月期、12月期に分けて支給。 ※初年度の期末・勤勉手当については雇用期間に応じて支給。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	加入しません。
休 暇	①年次有給休暇：10日付与(初年度) ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。なお、他で勤務している場合、 <u>今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	子ども未来部 公立保育幼稚園課 TEL 072 (841) 1473 FAX 072 (841) 4319

職種情報	
職種番号・職種名	9. 保育所等非常勤用務員（校務員）
採用予定者数	2人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	次の①、②の要件を全て満たす人。 ①保育や幼児教育に関心があること。 ②清掃業務又は施設維持管理業務の実務経験を有すること。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025年）9月1日から令和8年（2026年）3月31日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	保育所又は幼稚園等における清掃などの維持管理業務等を行うこと。
勤務形態	■ 保育所・小規模保育事業実施施設・臨時保育室 ・勤務日は1週につき5日、週31時間勤務。 - ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 - 午前9時から午後4時までの6時間15分勤務。 - ただし、1週のうち1日は、午前9時から午後3時45分までの6時間勤務。（所属長が指定）。 ※その他、所属長が指定する時間（行事等）。 ※休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合においては45分。 ※所定時間以外の労働を命することがあります。 ■ 幼稚園 ・勤務日は1週につき5日、週31時間勤務。 - ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 - 月・火・木・金曜日は、午前8時30分から午後4時までの6時間45分勤務。 - ただし、水曜日は、午前8時30分から午後0時30分までの4時間勤務。 ※その他、所属長が指定する時間（行事等）。 ※休憩時間は、労働時間が6時間を超える場合においては45分。 ※所定時間以外の労働を命することがあります。
勤務場所	市立保育所（7園）、小規模保育事業実施施設（5園）、臨時保育室（2園）、市立幼稚園（6園）などのいずれか ※配置換えがあります。
給 与	■ 報酬月額： <u>164,900円</u> ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）： <u>75万円程度</u>（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：10日付与（初年度） ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。<u>なお、他で勤務している場合、今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	子ども未来部 公立保育幼稚園課 TEL 072（841）1473 FAX 072（841）4319

職種情報	
職種番号・職種名	10. 言語聴覚士
採用予定者数	1人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	言語聴覚士免許を有し、実務経験を有すること。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025年）9月1日から令和8年（2026年）3月31日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	ひらかた子ども発達支援センターを利用する児童等の言語聴覚療法及び相談業務等を行うこと。
勤務形態	勤務日は、1週につき4日（所属長が指定）。 ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 勤務時間は、午前8時45分から午後5時15分まで。その他所属長が指定する時間（行事等）の勤務あり。 ※休憩時間は45分。 ※所定時間以外の労働を命することがあります。
勤務場所	ひらかた子ども発達支援センター（枚方市磯島北町3-2）
給 与	■ 報酬月額：<u>261,780円</u>（上限） ※類似する職歴13年または58歳以上の場合等の額（入職前の経歴に応じて、239,760円から上限額の範囲で、市が定めるところにより加算。） ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）：<u>120万円程度</u>（上限）（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：10日付与（初年度） ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。<u>なお、他で勤務している場合、今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	市立ひらかた子ども発達支援センター TEL 072（807）5373 FAX 072（898）4173

職種情報	
職種番号・職種名	11. 心理相談員
採用予定者数	1人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	次の①から②の全ての要件を満たす人。 ①公認心理師または臨床心理士の資格を有すること ②乳幼児発達相談の実務経験が2年以上あるか、大学院で同等の経験があること
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025年）9月1日から令和8年（2026年）3月31日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	①発達検査（新版K式発達検査2020）を用いた、乳幼児健康診査及び事後フォロー対象児の個別発達相談に関すること。 ②乳幼児健康診査後における指導に関すること。 ③相談ケースに係る関係機関との連絡調整に関すること。
勤務形態	勤務時間は、午前9時から午後5時30分まで。勤務日は、1週につき3日（所属長が指定）。 ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 ※休憩時間は45分。 ※所定時間以外の労働を命することがあります。
勤務場所	まるっとこどもセンター（枚方市岡東町19-1 ステーションヒル枚方 OFFICE A 6階）
給 与	■ 報酬月額 <u>191,410</u> 円（上限） ※類似する職歴8年または43歳以上の場合の額（入職前の経歴に応じて、179,820円から上限額の範囲で、市が定めるところにより加算。） ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）： <u>88万円程度</u> （上限）（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：5日付与（初年度） ②特別休暇：住居滅失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。なお、<u>他で勤務している場合、今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	子ども未来部 まるっとこどもセンター TEL 072 (840) 7221 FAX 072 (846) 7952

職種情報	
職種番号・職種名	12. 母子・父子自立支援員
採用予定者数	1人程度
資格要件（採用日の前日までに満たすことを要します。）	次の①、②の要件を全て満たす人。 ①ひとり親福祉等福祉関係の相談業務などの実務経験が2年以上あり、指導助言ができる人。 ②ワード・エクセル初級以上の技能を有すること。
勤務条件・職務内容等（条例改正等により変動することがあります）	
任用期間	令和7年（2025年）9月1日から令和8年（2026年）3月31日まで ※勤務成績が良好な場合や当該職の継続状況等により、会計年度単位で再度任用することがあります。
職務内容	①ひとり親に関する制度を習得した上での相談対応、自立に必要な情報の提供及び助言。 ②ひとり親家庭等に対する、職業能力の向上及び求職活動に関する支援。 ③その他離婚前相談や母子生活支援施設、母子寡婦福祉資金に関する相談対応や支援。
勤務形態	勤務時間は、午前9時から午後5時30分まで。 勤務日は、1週につき4日（うち1日は火曜日で、残り3日は所属長が指定）。 ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始を除きます。 ※休憩時間は45分。 ※所定時間以外の労働を命ずることがあります。
勤務場所	まるっとこどもセンター（枚方市岡東町19-1 ステーションヒル枚方 OFFICE A 6階）
給 与	■ 報酬月額： <u>204,240</u> 円（上限） ※類似する職歴5年または34歳以上の場合等の額（入職前の経歴に応じて、184,170円から上限額の範囲で、市が定めるところにより加算。） ■ 期末・勤勉手当（4.6月分）： <u>93万円程度</u> （上限）（初年度は在職期間に応じて支給） ※6月期、12月期に分けて支給。勤務状況により減算することがあります。 ・交通費については要件を満たす場合に支給します。
社会保険	共済組合（短期・福祉）・厚生年金保険・雇用保険に加入します。
休 暇	①年次有給休暇：10日付与（初年度） ②特別休暇：住居減失等休暇、交通機関事故休暇、証人等出頭休暇、選挙権等行使休暇 等
その他	・身分はパートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）となります。サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。 ・原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。なお、<u>他で勤務している場合、今回応募の職種での勤務と合わせて労働時間が1日8時間又は週40時間を超える場合は、原則、兼業することはできません。</u> ・任用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日勤務するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。
所管課・問い合わせ先	子ども未来部 まるっとこどもセンター TEL 072（840）7221 FAX 072（846）7952